

平成29年度

道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)

(条件付一般競争入札)

募集要項

ホームページ掲載日：平成30年2月23日(金)

応募申込

受付期間：平成30年3月14日(水)～平成30年3月20日(火)

入札日：平成30年3月30日(金) 午前10時00分開始

大阪府富田林土木事務所

入札に参加を希望される方は、この募集要項をよくお読み

いただき、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

目 次

あらまし	3
貸付物件一覧表	4
入札説明書	5
1 応募資格要件	5
2 貸付物件の募集条件	6
3 貸付料の改定	8
4 実地調査及び報告	8
5 原状回復処置	8
6 現場説明の実施	8
7 質問受付期間	9
8 質問への回答	9
9 応募申込手続き	9
10 入札	10
11 入札保証金	12
12 落札者の決定	13
13 貸付の基本協定、契約の締結及び決定の取消し	14
14 契約及び基本協定締結期限	14
15 引渡し及び瑕疵担保責任	15
16 管理責任	15
17 費用負担等	15
18 入札結果の公表	15
19 その他(問い合わせ先)	15
入札会場	16
基本協定(案)	17
合意書(案)	20
様式	
質問書	25
入札参加申込書	26
入札参加証	27
誓約書(1)	28
誓約書(2)	29
土地利用計画書	30
入札保証金納付書	32
入札書	34
委任状	35

あ ら ま し

大阪府富田林土木事務所で進めている一般府道大阪羽曳野線道路休憩施設の整備に伴い、府有財産の有効活用を図り、利用者の利便性向上及び地域の活性化などに資する施設を導入していくため、公募により、道路事業予定地の貸付けを行います。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、お申込みください。

現場説明会 (8 ページ参照)	平成 30 年 3 月 2 日(金) 開始時間までに現地に集合してください。
▼	
申込・受付 (9～10 ページ参照)	平成 30 年 3 月 14 日(水)～平成 30 年 3 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。 提出先：大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 道路推進グループ 郵送によるお申し込みもできます。(期間内必着のこと)
▼	
入札日 (10 ページ参照)	平成 30 年 3 月 30 日(金) 午前 10 時 00 分開始 入札会場：大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 大会議室 入札保証金が必要です。
▼	
開札及び 落札者の決定 (13～14 ページ参照)	入札終了後、直ちに入札者の前で開札し、落札者を決定します。
▼	
落札者の個人情報の提出及び府警本部への提供 (14 ページ参照)	落札者が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認するため、法人登記履歴事項全部証明書や役員一覧表などの書類を提出いただき、大阪府警察本部長に該当者の有無を照会します。
▼	
基本協定締結 (14 ページ参照)	平成 30 年 5 月 31 日(木)まで ※大阪府警察本部長からの回答で、落札者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合は落札無効となり、入札保証金は還付されません。
▼	
契約書締結 (14 ページ参照)	平成 31 年 5 月 31 日(金)まで

貸付物件一覧表

物件 番号	所 在 地 (住居表示)	地 目 (現況)	貸付期間 (年)	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (年額) 円	入札日
1	松原市大堀四丁目 490 番 1 外 53 筆の一部	宅 地	30 年	7,723.00	19,440,000	3 月 30 日 10 時 00 分から

- 借地借家法第 23 条第 1 項（事業用定期借地権等）を適用し、公正証書による賃貸借契約を締結。

入札説明書

第1 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ていない者
- ⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。)があった場合は、除く。
- ⑧ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後、3年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部長に提供しますので、予めご承知置きください。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税（大阪府に事業所が無い場合など、府税の納入義務がない者は、本店所在の都道府県税）に係る徴収金を完納し、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 応募時において、大阪府入札参加停止要綱（平成23年4月1日施行）第3条及び第4条に基づく入札参加停止措置を行われている者でないこと。（同要綱第8条により、入札参加停止業者から入札参加停止措置を引き継いでいる者を含む。）

第2 貸付物件の募集条件

(1) 用途の指定

- ① 食品スーパーマーケット店舗を核とした商業施設出店の事業に供するものとし、住居は併設できません。
- ② 地域の農業や食品産業の振興等による地域活性化を図るため、食品スーパーマーケット店舗には大阪産（もん）商標登録ロゴマークを表示した商品の常設売場を設けるなど、地産地消推進の取り組みを積極的に行うこと。
- ③ 次のアからキに該当する使用はできません。
 - ア. 政治的又は宗教的用途に使用すること
 - イ. 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガスなど近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること
 - ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、(ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。)同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(例：成人向けDVDショップ等を含む。)の用途に使用すること
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそ

れがあると認められる用途に使用すること

オ. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。

カ. その他大阪府が適さないと判断した用途に使用すること

キ. 第三者をしてアからカの用途に使用させること

(2) 土地の貸付及び返還方法

① 貸付にあたっては、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条第 1 項に規定する事業用定期借地権を設定します。

② 事業者は、貸付期間満了日までに、事業者の負担において建物を除却し更地にして土地を返還することとします。ただし、返還方法等について、大阪府との協議により、別途定める場合はこの限りではありません。

(3) 貸付の期間

① 貸付期間は、30 年とします。

② 貸付期間は、契約締結の日から起算します。

③ 貸付に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、貸付期間に含みます。

(4) 貸付料

① 貸付料の発生時期

貸付料は、契約締結の日から発生します。

② 貸付料の額

ア. 大阪府が賃借人として決定した者が提示した応募価格をもって年額貸付料とします。

イ. 応募価格は年額として百円単位としてください。

③ 貸付料の支払い

ア. 貸付料の支払いは、毎年半期ごとに、大阪府が指定する期日までに納めるものとします。

イ. 契約初年度は年度途中での貸付けとなりますので、年額貸付料を日割り計算し、百円未満を切上げた額とします。

ウ. 指定された期日までに納付しない場合は、年 5 パーセント（大阪府財務規則で定める違約金利率に改定あったときは改定後の利率）の遅延利息を徴収することがあります。

(5) 登記

① 賃借人が建設する建物の表示登記及び保存登記完了後、建物にかかる全部事項証明書 1 通を大阪府に提出していただきます。

② 期間満了等により原状回復した時には、賃借人において建物の滅失登記を行なっていただきます。

③ 本件土地にかかる賃借権については、登記しないものとします。

(6) 貸付物件の借地権の譲渡、転貸等

① 賃借人は、第三者に本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸しようとする場合は、予め、大阪府の書面による承諾を得なければならない。

② 賃借人は、大阪府の書面による承諾なしに、賃借人が建設した建物を担保に供することはできません。なお、大阪府の承諾を得て賃借人が建設した建物を担保に供した場合は、期間満了等により原状回復する際に当該担保権の抹消登記を行っていただきます。

(7) 契約保証金

- ① 賃借人は、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 67 条に規定する契約保証金を契約締結までに納めてください。
- ② 契約保証金は、貸付料の滞納や、土地返還時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた保証金を速やかに納付していただきます。
また、土地返還時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、賃借人に不足額を請求することとします。
- ③ 契約保証金は、年額貸付料と同額とします。
- ④ 契約保証金には、利子につきません。
- ⑤ 賃借人が当該物件を原状回復し、大阪府に引渡し手続完了後、大阪府は、賃借人からの請求に基づき、上記②に記載している充当金を控除後の、大阪府が認定した金額をもって保証金を返還します。なお、返還にあたっては、10 日程度要しますので、あらかじめご承知ください。

第 3 貸付料の改定

貸付料は、貸付契約締結日の 3 年目の応答日を第 1 回として 3 年毎に改定し翌年 4 月 1 日から適用するものとします。

改定は、下記の算式により行います。

新貸付料＝従来の貸付料×変動率

変動率＝貸付料改定時直前暦年の年平均消費者物価指数÷従前貸付料決定直前暦年の年平均消費者物価指数（いずれも総務省統計局の大阪市における消費者物価指数総合指数）

第 4 実地調査及び報告

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し又は報告を求めた場合は、賃借人及び転貸人は協力しなければなりません。

第 5 原状回復処置

貸付期間の満了又は契約解除等により、契約を終了する時は、期間満了までに、賃借人の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

ただし、道路管理者が存置を求めた物件については、原状回復を実施する必要はありません。

第 6 現場説明の実施

現地において現場説明を実施しますので、希望される方は、開始時間までに現地（A 区画）に集合の上、参加してください。

物件番号	所在地 (土地地番)	現場説明 実施日時
1	松原市大堀四丁目 490 番 1 外 53 筆の一部	平成 30 年 3 月 2 日（金） 午前 10 時 00 分開始

- 現場説明会は、30分程度を予定しております。
- なお、募集物件の所在市町村において、現場説明会開始2時間前時点で大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。予めご了承ください。
気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)
- 現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。
- なお、現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。

第7 質問受付期間

質問については、平成30年3月5日（月）から平成30年3月8日（木）までに別紙様式で、提出してください。

提出先 大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 道路推進グループ
メールアドレス: tondabayashidoboku-g12@sbox.pref.osaka.lg.jp

第8 質問への回答

質問に対する回答は、平成30年3月13日（火）迄に大阪府のホームページに掲載する予定です。

第9 応募申込手続き

(1) 申込み方法

① 郵送で申込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 平成30年3月14日（水）から平成30年3月20日（火）
まで 【3月20日必着のこと】

送り先 〒580-0016

大阪府松原市上田三丁目1番25号 成協信用組合ビル6階
大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 道路推進グループ 宛

② 持参する場合

申込受付期間 平成30年3月14日（水）から平成30年3月20日（火）
まで（土日を除く）

【午前9時30分から午後5時まで】

提出先 大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 道路推進グループ

※ 入札参加証は、入札申込後、審査の上適正と認められる方に返信用封筒で、入札保証金納付書とともに申込者に郵送します。審査により不適正と認められる申込については、文書等でご連絡します。

万一、平成30年3月27日（火）までに入札参加証等が届かない場合は、大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 道路推進グループまで、ご連絡ください。

（電話 072-335-4550）

※ 返信用封筒（定形封筒）には、返信先の住所・氏名等を必ず記入するとともに、82円切手を貼ってください。

(2) 応募に必要な書類(各1通)※提出された書類は、返還しません。

法人	個人
① 入札参加申込書 ※印鑑登録している印鑑を押印して下さい。	
② 誓約書 (2種類あります) ※印鑑登録している印鑑を押印して下さい。	
③ 土地利用計画書 (別紙様式1による) ※概要、計画図 (工作物等を含む。)	
④ 返信用封筒 (定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)	
⑤ 納税証明書 (法人は2種類、個人は3種類あります。)	
ア. 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書 (「府税及びその附帯徴収金に未納の額の徴収金の額のないこと」 の納税証明書 (発行日から1ヵ月以内のものに限る))	
イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (証明書の種類は「その3」(個人事業主は「その3の2」、法人は 「その3の3」でも可) (発行日から1ヵ月以内のものに限る))	
	ウ. 市町村の発行する市町村税の納 税証明書 (個人市町村民税、固 定資産税、都市計画税) (発行日 から3ヵ月以内のものに限る)
⑥ 法人概要 (資本金・事業所の規模・主要 株主・主要取引先・取引金融機 関等がわかるもの) ※パンフレット可	
⑦ 決算報告書(最近1ヵ年分)	
⑧ 資金計画書 (資金の調達方法・事業の収支予定等が分かるもの)	
⑨ 法人登記履歴事項全部証明書 (原本で3ヵ月以内に発行されたもの)	

第10 入札

(1) 日時 平成30年3月30日(金) 午前10時00分開始

(2) 場所 大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所「大会議室」

ア. 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

イ. 入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。

- ウ. 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかないと入札に参加することができません。お早めにご来場ください。
- エ. 入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。
- オ. 入札書は、所定の様式を使用しなければなりません。(34 ページ参照)

(3) 入札当日に持参していただくもの

- ① 入札参加証(大阪府から送付したものの原本。写しは不可。持参なければ参加できませんのでご注意ください。)
- ② 入札保証金納付書(入札申込後、郵送します。32～33 ページ参照)
- ③ 入札保証金【保証小切手(12～13 ページ参照)】
- ④ 入札書(34 ページ参照)
- ⑤ 委任状(代理人の方が参加される場合のみ必要です。35 ページ参照)
※入札参加申込書の申込者欄に記載された申込者の印鑑証明書とともに持参してください。
- ⑥ 印鑑(申込者の印鑑証明書の印影と同じ印鑑。代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑)
- ⑦ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ⑧ 本書(平成 29 年度募集要項)
- ⑨ 印鑑登録証明書(3 ヶ月以内に発行されたもの)

(4) 入札にあたっての注意事項

- ① 入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、その方の住所・氏名)を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」に限る。)を、必ず押印してください。
- ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、貸付料の年額を百円単位で記入してください。
- ③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は、撤回をすることができません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア. 入札金額が最低貸付料価格に達しない入札
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ウ. 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - エ. 所定の入札書によらない入札
 - オ. 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ. 入札金額が入札保証金の 50 倍を超える入札
 - キ. 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - ク. 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ケ. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - コ. 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

- サ. 入札金額を訂正した入札
 - シ. 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - ス. 郵送をもって送付してきた入札
 - セ. 入札に関する公告又は実施要領に違反した入札
- ⑥ 入札会場には受付で手続きを行い、入札保証金を納付した者以外は、入場できません。
- なお、入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

第11 入札保証金

- (1) 入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
- (2) 入札者は、入札保証金として、入札者が見積もる価格の**100分の2**以上の額を納付してください。
- (3) 入札保証金は、保証小切手(大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から**10日以内のものに限る。)**で、納付していただきますよう、お願いいたします。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、その場でお返しいたします。落札者の入札保証金は、落札者が入札保証金を契約保証金に充当するか、契約締結後、落札者に還付するまで、府においてお預かりします。
- (5) 入札保証金には、利子は付しません。
- (6) 入札保証金は、契約保証金に充当できます。
- (7) 落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当しない場合、契約締結後、落札者の請求により速やかに還付手続を開始します。
なお、請求から還付までは、**10日程度**要しますのでご注意ください。
- (8) 落札者が落札物件の契約を締結しないとき(落札後、本要項第1に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。
- (9) また、落札者が落札物件の契約を締結しなかった場合、その落札者は、富田林土木事務所が実施する次の回の入札に参加することができませんので、ご注意ください。

【例】保証小切手の見本

- 入札保証金は、保証小切手でお願いします。
- この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、個人の振出小切手は受付できません。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証小切手を作成することができます。

小 切 手		銀 行 渡 り
A 000000	大阪 2701 0000-000	
○○銀行○○支店		
金額 ¥1,000,000※		
上記金額を 持参人 様へこの小切手と引き換えにお支払いください。		
振出日 平成 年 月 日		
振出地 ○○○市		
(株)○○銀行○○支店		
支店長 ○○○○ 印		

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関。
②振出日から **10** 日以内に限る。
③大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手。

第 12 落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、大阪府が定める最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)※ 入札の公平性・透明性確保のため、落札した物件については、その内容(物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額)をホームページ等で公表いたしますので、参加者はこのことを了承した上でお申込みいただいているものと判断します。
- (3) この決定は、あくまで応募のあった物件の賃借について落札者が大阪府と優先的に交渉する権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではありません。したがって、落札者としての権利を第三者に譲渡あるいは転貸することはできません。

- (4) 利用計画については、この時点で決定したわけではございません。基本協定の段階で土木事務所の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、決定者が提示した事業計画等が都市計画法又は建築基準法あるいは関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。
- (5) 入札後、落札者が応募資格要件を満たさなくなった場合、落札は無効とします。
- (6) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の制定に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第 24 条、及び公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第 5 条ならびに同要綱第 6 条の規定に基づき、落札者の個人情報収集のうえ、大阪府警察本部長に提供します。このため、落札者が法人の場合には、当該法人にかかる履歴事項全部証明書（1 ヶ月以内に発行されたものに限る）及び、役員一覧表（大阪府が指定する様式）を速やかに提出していただきます。
- なお、落札者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載いただく個人情報を、同様に大阪府警察本部長に提供します。
- また、上記の書類を提出いただけない場合は、落札は無効とします。
- (7) 大阪府警察本部長より大阪府に対し、落札者（法人の場合は監査役を含む全役員）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、落札は無効とします。
- なお、(5)、(6) 及び (7) により落札が無効となった場合は、納付された入札保証金は返還しませんので、予めご了承ください。

第 13 貸付の基本協定、契約の締結及び決定の取消し

- (1) 基本協定の締結
- 大阪府と落札者（以下、「賃借予定者」という。）は、提案された土地利用計画に基づき具体的な条件について協議の上、別紙「道路事業予定地事業用定期借地権設定に関する基本協定（案）」（P17～P19 参照）に規定されている事項について基本協定を締結します。
- (2) 貸付契約の締結
- 大阪府と賃借予定者は、借地借家法第 23 条第 1 項に規定する借地権設定契約を別紙「事業用定期借地権設定契約公正証書を作成するための合意書（案）」（P20～P24 参照）に基づき公正証書により締結し、賃借予定者は賃借人となります。
- (3) 賃借予定者決定の取消し
- 賃借予定者が正当な理由なくして、大阪府が指定する期日（「第 14 契約及び基本協定締結期限」に記載）までに基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結しないとき、また、関係行政庁との協議や地元調整が難航する等、契約の履行が確実でないと認められる場合は、予定者の決定を取消します。

第 14 契約及び基本協定締結期限

平成 30 年 5 月 31 日（木）までに基本協定を平成 31 年 5 月 31 日（金）までに借地権設定契約を締結するものとします。

第15 引渡し

本件地は、建物の建築に支障となる地中障害物の撤去及び接面道路である北側府道に合わせた土地造成を行った後に引渡しするものとします。

第16 管理責任

貸付期間中の貸付地の管理は、賃借人が責任を持って行なっていただきます。なお、万一貸付期間中に貸付地内において事故等が発生した場合は、賃借人の責任において処理していただきます。

第17 費用負担等

募集への参加、契約締結、登記、その他この契約に関する一切の費用は、募集申込者の負担とします。

第18 入札結果の公表

入札結果に関しては、大阪府のホームページにてその内容（物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名、落札金額）を公表いたします。

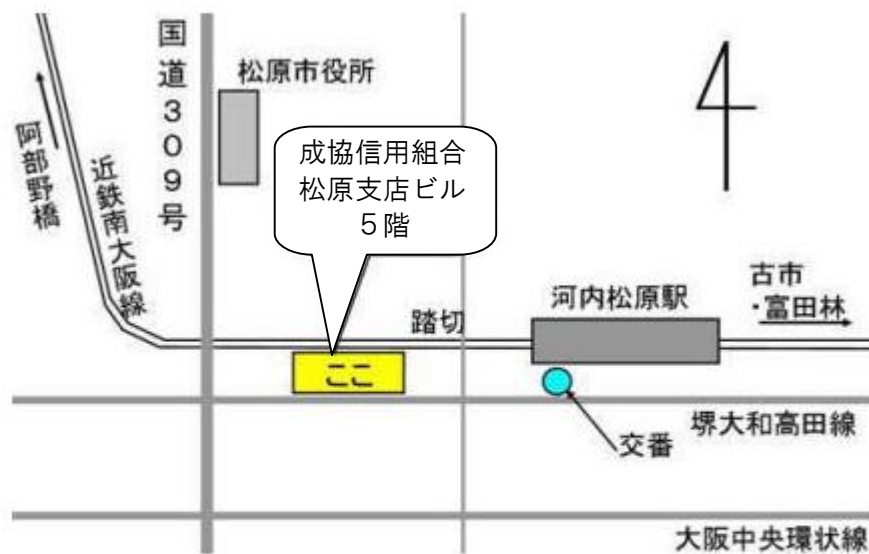
第19 その他

問い合わせ先

大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 道路推進グループ
担当 高橋、筒井

TEL 072 (335) 4550

道路事業予定地の貸付 (事業用定期借地) 一般競争入札 入札会場のご案内



富田林土木事務所 松原建設事業所 所在地(お問い合わせ先)

松原市上田3-1-25

電話 072-335-4550

FAX 072-335-4146

近鉄南大阪線 河内松原駅(近鉄阿部野橋より古市方向へ約10分)より西方向へ徒歩5分

(案)

道路事業予定地事業用定期借地権設定に関する基本協定

大阪府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲所有の道路事業予定地を貸付け、〇〇〇〇の営業を行うことに関して次の条項のとおり合意する。

(目的)

第1条 道路事業予定地事業用定期借地権設定に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、乙が〇〇〇〇の営業を行うにあたり、建設工事及び事業開始等が確実かつ円滑に推進されることを目的とする。

又、甲が整備する道路休憩施設と乙の商業施設の相互関係を明確にし、双方の事業が確実かつ円滑に推進されることにより、安全安心で便利な道路休憩施設の運営と、より一層の府民サービスの向上を図ることを目的とする。

(貸付土地)

第2条 甲から乙に貸付ける土地（以下「本件土地」という。）の表示は、末尾記載のとおりとする。

(賃貸借契約の締結)

第3条 本件土地を専ら事業の用に供する建物（以下「本件建物」という。）の所有を目的とする借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項に定める事業用定期借地として甲乙が賃貸借契約を締結する。

2 前項に規定する契約（以下「本契約」という。）は、平成31年5月31日までに締結する。

3 本契約の締結は、事業開始に必要な諸手続き並びに許認可・承認等（※1）が終了し又は取得された後でなければならない。

4 本契約に基づく借地権の存続期間は、契約締結の日から30年とする。

(貸付料及び契約保証金)

第4条 貸付料は、年額金〇〇〇〇円とする。

2 本契約の契約保証金は、前項の年額に相当する額とする。

3 前項の契約保証金は、本協定締結後、甲の発行する納入通知書（※2）により本契約締結までに納入しなければならない。

4 契約保証金は、契約が終了したときに、未払い貸付料等があるときはこれを控除して、本件土地の返還後、甲は、乙に対して金利を付せず返還するものとする。

(貸付料の支払)

第5条 乙は、第4条第1項の貸付料について、毎年度2回に分け、甲の発行する納入通知書により甲に支払わねばならない。

2 各年度の上半期分は8月31日までに、下半期分は2月末日までに支払うものとする。ただし、本契約にいう会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 貸付料は、本契約締結日から発生する。なお、当該年度の貸付期間が1年未満となる、初年度の初回および最終年度の最終回においては、貸付料を日割計算した額を支払うものとする。

(登記)

第6条 本契約締結後、乙は、本件建物について表示登記及び保存登記を行う。この場合、本契約終了後、本件建物に付着した担保権の抹消登記及び本件建物滅失登記についても、自己の責任と負担において、速やかに行うこと。

(協力体制)

第7条 乙は、道路休憩施設の関連施設管理者として、道路休憩施設利用者の利便性向上や、周辺府道の円滑な道路交通や道路環境の向上等を目的として、乙の商業施設内に道路等の情報が提供できる施設を設けるとともに、甲が実施する事業に出来る限り協力するものとする。

2 乙は、道路休憩施設の関連施設管理者として、場内での事故やトラブル発生等に伴う道路休憩施設管理者への緊急連絡及び警察、消防等への通報体制の役割を担うものとする。なお、体制については、甲乙が協議して定めるものとする。

3 道路休憩施設は防犯及び管理上の理由から、乙の営業時間外は閉鎖する。乙は、商業施設の開店及び閉店時間に合わせ、道路休憩施設の門扉開閉を行うものとする。

4 乙の商業施設や道路休憩施設及び周辺の緑地等が地元住民や施設利用者に親しまれる施設となるよう甲乙相互協力のもと、その環境づくりに取り組んでいくため、乙は甲と施設管理に関する協定を締結し、施設の一体的な管理を行うものとする。なお、費用負担等の詳細については甲乙が協議して定めるものとする。

(乙の責務)

第8条 乙は、事業の執行において必要な手続きを、信義に則り誠実に行うものとする。

2 乙は、本協定締結後、本件土地の管理責任を負うものとする。

(費用負担)

第9条 明示的に合意されたものを除き、甲乙は、本協定及び本協定で言及するその他の書類作成、締結及び実行に関する費用を各自負担する。

2 乙は、本契約の公正証書作成費用、その他の諸費用の一切を負担する。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲、乙、双方とも誠実に紛争解決に努力するものとする。

2 甲乙間で紛争が解決できない場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として紛争の解決に努めるものとする。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪府
上記代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇土木事務所 ⑩
所長 〇〇〇〇

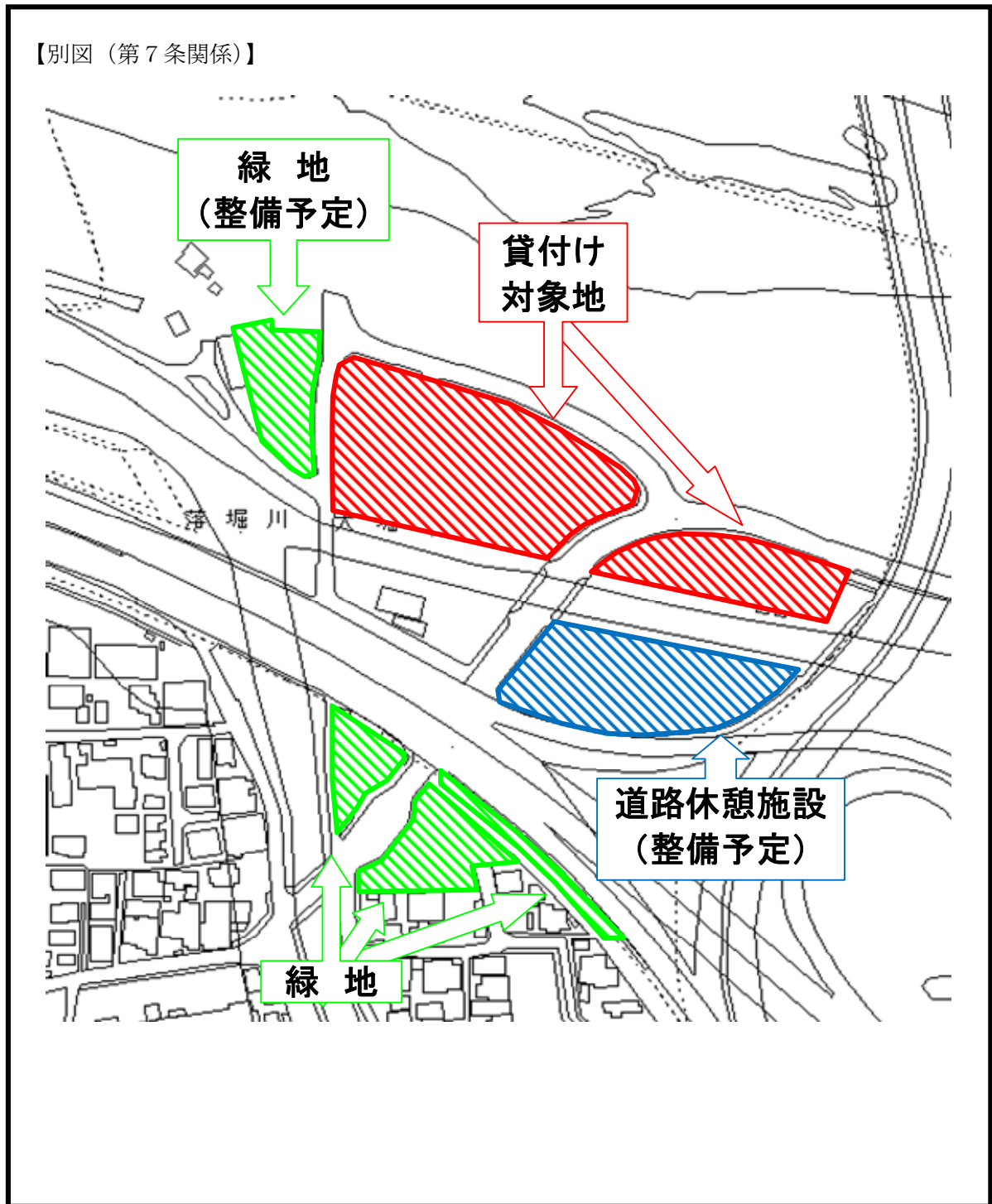
乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩

(本件土地の表示)

※1 主な諸手続きとしては、開発協議、建築確認、道路工事施行承認等を想定しています。

※2 納入通知書の有効期限は通常の場合、各納入通知書に記載の支払期限までです。

【別図（第7条関係）】



事業用定期借地権設定契約公正証書を作成するための合意書(案)

(契約の目的)

- 第1条 甲は、専ら食品スーパーマーケット出店の用に供する末尾「物件の表示」(以下「物件表示」という。)記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的として、物件表示記載の土地(以下「本件土地」という。)に、乙のために、法第23条第1項に規定する事業用定期借地権(以下「事業用借地権」という。)を設定する。
- 2 本契約により甲が乙のために設定する事業用借地権(以下「本件借地権」という。)は賃借権とする。
- 3 本件借地権には、法第9条及び第16条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は法第13条及び第14条の規定による建物の買取りを請求することはできない。
- 4 本件借地権には、法第3条から第8条まで及び第18条並びに民法第619条の規定の適用はないものとする。

(建物の建築等)

- 第2条 乙は、本件土地に物件表示の記載と異なる建物又は建物以外の構造物(〇〇〇等は除く)を建築してはならない。第10条による場合を除き、建築された建物又は建物以外の構造物を改築又は再築する場合も同様とする。ただし、物件表示に記載する面積等の変更を伴わない改装又は模様替えは、第10条に定める届出を不要とする。
- 2 乙は、本件建物を、専ら食品スーパーマーケット出店の事業の用に供するものとし、その全部又は一部を居住の用に供してはならない。

(存続期間)

第3条 本件借地権の存続期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

※(契約締結日から30年間)

(賃料)

- 第4条 本件土地の貸付料は、年額〇〇〇〇〇円也とする。ただし、1年未満の期間については、日割計算によるものとする。なお、100円未満は切り上げとする。
- 2 乙は、毎年度の貸付料を、下記の内容通りに甲の発行する納入通知書により、甲に対して支払わなければならない。ただし、初回のみ契約日から30日以内に、契約日から起算した貸付料を支払うものとする。なお、本証書にいう会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

適 用	支 払 貸 付 料	各年度の支払期限
上半期： 4月1日～9月30日	金〇〇〇〇〇円	8月31日
下半期： 10月1日～3月31日	金〇〇〇〇〇円	2月末日

- 3 貸付料は、本契約締結日から3年目の応答日を第1回として3年毎に改定することができるものとし、改定後の貸付料は翌年4月1日から適用するものとする。
- 4 前項の額の改定は、下記の算定により行う。
新貸付料＝従前の貸付料×変動率(ただし、千円以下の端数は切り捨て。)
変動率＝貸付料改定時直前暦年の年平均消費者物価指数÷従前貸付料決定直前暦年の年平均消費者物価指数(いずれも総務省統計局の大阪市における消費者物価指数総合指数)
- 5 第1条に規定する本件土地の面積と本件土地の実測面積が異なることを理由とする借地料の調整等は行わないものとする。

(契約保証金)

第5条 乙は、貸付料、第17条に規定する遅延損害金その他本契約に基づいて生ずる一切の乙の債務を担保するため、甲に対し契約保証金(以下「保証金」という。) 金〇〇〇〇円也を預託済みである。

- 2 乙に貸付料の不払いその他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、催告なしに保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に書面で通知する。乙は、甲より充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から30日以内に甲に対し保証金の不足額を追加して預託しなければならない。
- 3 本契約の終了に伴い、乙が本件土地を原状に復して甲に返還し、かつ、第16条に規定する本件建物の登記を行った場合には建物滅失登記がなされた後において、甲は、本契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものがあるときは保証金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を、また、未払いの債務がないときは保証金の額を、それぞれ遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を附さないものとする。
- 4 前項の場合において、未払債務額を差し引いて保証金を返還するときは、甲は、保証金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 5 乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、保証金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。
- 6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第8条第2項に規定する場合については、この限りでない。
- 7 第4条第3項及び4項の定めにより貸付料が改定されたときは、保証金も貸付料と同額に改定されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、新たな保証金の額と従前の保証金の額の差額を追加して預託するものとする。

(土地の適正な使用)

第6条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって本件土地を維持保存しなければならない。

- 2 乙は、本件土地が土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
- 3 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行ってはならない。
- 4 乙は、事業を営むに当たり、公序良俗に反する行為、又はそれを誘発する行為を行ってはならない。
- 5 乙は、第三者をして、本条第2項から第4項までの行為を行わせてはならない。

(建物の賃貸)

第7条 乙は、本件建物を第三者へ賃貸する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 当該第三者との賃貸契約(以下この条において「建物賃貸借契約」という。)が、本件借地権の満了の1か月前に終了するものとする。
- 二 建物賃貸借契約において、法第38条(定期建物賃貸借)第1項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めること。
- 三 建物賃貸借契約の締結に先立ち、建物の賃借人に対し、法第38条第2項の規定による説明を行うこと。
- 四 建物賃貸借契約の期間が一年以上である場合は、法第38条第4項の通知期間内に、建物の賃借人に対し、期間の満了により建物賃貸借契約が終了する旨の通知をすること。

(借地権の譲渡、転貸)

第8条 乙は、第三者に本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸しようとする場合は、予め、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 2 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は本件借地権とともに甲に対する保証金返還請求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

(土地の譲渡)

第9条 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

2 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する保証金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

(承諾事項)

第10条 第8条各項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 一 本件建物又は本件建物以外の構造物についての物件表示記載の事項の変更
- 二 本件土地の区画形質の変更
- 三 本件建物への担保権の設定

(通知義務)

第11条 乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちに、その旨を甲に書面により通知しなければならない。

- 一 氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。
- 二 合併又は分割及び事業譲渡等が行われたとき。

(契約の解除)

第12条 次の各号の一に掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りでない。

- 一 第2条第1項の規定に違反して本件土地に物件表示と異なる建物若しくは構造物を建築したとき又は同条第2項の規定に違反して本件建物の全部若しくは一部を居住の用に供したとき。
- 二 第4条第1項に規定する貸付料の支払を三か月以上遅延したとき。
- 三 第5条第6項の規定に違反して、保証金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき。
- 四 第6条各項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき。
- 五 第7条各号に定めるところによらず本件建物を第三者へ賃貸したとき。
- 六 第8条第1項に規定する承諾を得ないで、本件借地権を第三者に譲渡したとき又は第三者に転貸したとき。
- 七 第10条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき。
- 八 その他本契約の規定に違反する行為があったとき。

2 乙について銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続き開始の決定があったときは、甲は、直ちに本契約を解除することができる。前項ただし書の規定は、この場合における甲の解除について準用する。

3 乙が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき、又は同規定に該当する者に土地・建物を使用させたときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。

(合意解約)

第13条 前条の規定にかかわらず、合理的で止むを得ない理由である場合において、甲乙両者は協議の上、合意により、賃貸借期間中であっても本契約を解約することができる。

(原状回復義務)

第14条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。

2 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、甲及び乙は、期間満了6か月前までに本件建物の取壊し等及び本件土地の返還について協議するものとする。

- 3 第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、遅延期間に応じ、本件土地の当初の貸付料を日割計算した額の2倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得て、本件借地権の存続期間満了時に本件建物及び工作物等は無償で甲に譲り渡すことができる。

(登記)

第15条 乙は、本件建物について表示登記及び保存登記を行い、また、甲の承諾を得て担保権を設定した場合には、本契約終了後、本件建物に付着した担保権の抹消登記及び本件建物滅失登記についても、自己の責任と負担において、速やかに行うこと。

(遅延損害金)

第16条 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する貸付料その他の債務の履行を遅延したときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年5パーセントの割合（大阪府財務規則で定める違約金利率に改定あったときは改定後の利率）で計算した遅延損害金（百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

(契約費用等の負担)

第17条 本契約締結に係る公正証書作成費用、その他の諸費用は、乙がこれを負担するものとする。

(瑕疵担保責任)

第18条 本契約締結後、乙が本件土地について数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見した場合は、甲乙協議するものとする。

(協議)

第19条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

(強制執行認諾)

第21条 甲及び乙は、本契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

物件の表示

1 本件土地の表示

○○○○○○○

(※ここに別添図面を挿入)

2 本件建物の表示

構造 ○○○○

建築面積 ○○○○

延床面積 ○○○○

用途 ○○○○

3 本件建物以外の構造物の表示

工作物 ○○○○

用途 ○○○

質 問 書

平成 年 月 日

1 応募申込予定者

所在地	〒		
社 名			
代 表 者			
担 当 者	所属部課名		
	氏 名		役職
	連 絡 先	電話	F A X
		メールアドレス	

2 質疑事項

質問事項	質問内容

平成 29 年度
道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)
入札参加申込書

平成 年 月 日

大阪府富田林土木事務所長 様

平成 29 年度道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)一般競争入札に参加したいので、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件番号 第 1 号

物件所在地 松原市大堀四丁目 490 番 1 外 53 筆の一部

申込者住所

氏 名
(法人名及び代表者)

⑩

担 当 者

電 話 番 号

2 添付書類 (内容については、募集要項で確認願います。)

- ① 誓約書 (2 種類)
- ② 土地利用計画書(別紙様式 1 による)
- ③ 返信用封筒(定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)
- ④ 証明書類
- ⑤ 法人概要
- ⑥ 決算報告書
- ⑦ 資金計画書
- ⑧ 法人登記履歴事項全部証明書

※ 入札参加証は、入札申込後審査の上、適正と認められる方に郵送します。

平成 29 年度
道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)
入札参加証

富士第 号
平成 年 月 日

様

大阪府富田林土木事務所
所 長 久保 幸太郎

平成 年 月 日付け、入札参加申込を受付しました下記物件の入札につきまして、応募書類・利用計画の審査の結果、参加することを認めます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 松原市大堀四丁目 490 番 1 外 53 筆の一部

(注 意)
この参加証は、入札当日に
必ず持参してください。

誓 約 書

私は、大阪府が実施する「平成 29 年度道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)募集要項」の一般競争入札の申し込みにあたり次の事項を誓約します。

1. 道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)募集要項第 1 に定める応募に必要な資格を有しています。
2. 応募に際し、道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)募集要項、その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
3. 現地におけるネットフェンス等の付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
4. 事業実施に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて賃借決定者において行うことを承知の上で応募します。
5. 入札結果に関しては、大阪府のホームページにその内容（物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額が公表されることに同意します。

平成 年 月 日

大阪府富田林土木事務所長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者氏名)

⑩

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、借地権及び私所有の建物を第三者に譲渡又は転貸してはならないことに同意します。

大阪府富田林土木事務所長 様

平成 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)

⑩

生年月日

応募者氏名（法人名）			
物件番号	第 1 号	所在地	

使 用 目 的 及 び 概 要
（使用目的） （概 要）

計 画 図

土地利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 〇 号	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇

使用目的及び概要

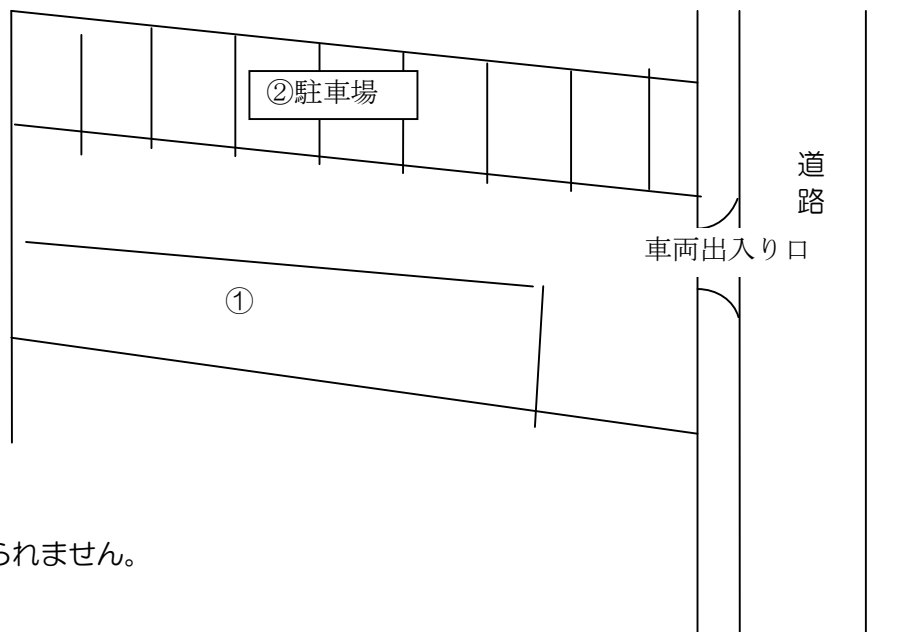
(使用目的)
食品スーパーマーケット開設

(概要)
①の部分は、店舗とする。
②の部分は、駐車場とする。

※ 出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図

※下図に入りきらない場合は、「別紙のとおり」としてください。



※住宅は建てられません。

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

整理番号

NO

入札保証金納付書

平成 年 月 日

大阪府富田林土木事務所長 様

入 札 者
住所(所在地)

氏 名
(法人名)
(代表者名)

印

代理人
住所(所在地)

氏 名

印

物件番号第 1 号平成 29 年度道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥				
内 訳	現金	¥				
	有価証券	¥				
	証券名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備考 (発行年月日)	
	合計					
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印						

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪府 使用欄	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府富田林土木事務所長	印
	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府富田林土木事務所出納員	印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付：保証金受入係)	大阪府富田林土木事務所長	印

【記入例】

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

整理番号

NO

入札保証金納付書

平成 年 月 日

大阪府富田林土木事務所長 様

入 札 者

住所(所在地) 大阪府中央区〇〇町 1-2-3

氏 名 〇〇〇株式会社

(法人名) 代表取締役 大阪 太郎 印

(代表者名)

代理人

住所(所在地) 大阪府北区〇〇町 1-2

氏 名 天満 花子 印

物件番号第 1 号平成 29 年度道路事業予定地の貸付(事業用定期借地)の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥ 〇〇〇〇〇			
内 訳	現金	¥			
	有価証券	¥ 〇〇〇〇〇			
	証券名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備考 (発行年月日)
	〇〇銀行〇〇支 店発行小切手	銀行支払保 証小切手	A000000 1 枚	¥000,000	〇年〇月〇日
	合計			¥000,000	
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印					

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪府 使用 欄	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府富田林土木事務所長	印
	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府富田林土木事務所出納員	印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付：保証金受入係)	大阪府富田林土木事務所長	印

整理番号
NO

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に¥をいれること

金 額	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壹
								0	0

ただし、物件番号第1号一般競争入札価格（年額貸付料）
平成29年度一般競争入札(事業用定期借地)要項等を承知の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

入 札 者	住 所 (所在地) 氏 名 (法人名・代表者名) <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">Ⓜ</div>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

代 理 人	住 所 (所在地) 氏 名 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">Ⓜ (代理人使用印)</div>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

大阪府富田林土木事務所長 様

係員 認印	
----------	--

(注1) 黒又は青のボールペンにより記入すること。

(注2) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、
代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

大阪府使用欄	
受付係確認欄	整理番号
	NO.

委 任 状

平成 年 月 日

私は、平成**29**年度一般競争入札(事業用定期借地)に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
一般競争入札(事業用定期借地)に関する一切の権限
- 2 代理人

住 所

氏 名

代理人使用印

入札申込者

住 所

氏 名

Ⓔ
(印鑑登録印)

- (注) 1 入札申込者の印鑑証明書(発行日より1か月以内のもの)を必ず持参し、受付に提示してください。(受付で照合の後、お返しします。)
- 2 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。